

職場で「おかしい」、「不正だ」
と感じたときは、

「公益通報処理窓口」にご相談ください

あなたの職場で、仕事の内容、進め方などに「何かおかしい」、「不正では」と感じることはありませんか。長年の慣例というだけで、違法・不当な行為が放置されたりしていませんか。

また、職員の行動が「服務規律に違反しているのでは」と思うことはありませんか。

そうした問題を見つけたとき、上司や同僚に相談しても不正がなくならない場合や、上司などに相談することができない場合は、「公益通報処理窓口」にご相談ください。

不正かどうか分からない場合や、通報後の是正措置が適切に機能していないと思われる場合の相談も受け付けていますので、お気軽にお問合せください。



通報（相談）するには、どうしたらいいですか？



公益通報処理窓口に情報を提供してください。「市役所内部の通報窓口」又は「外部の通報相談員（弁護士）」のいずれでも結構です。

面談（電話予約をお願いします。）、電話、電子メール、郵送（文書交換も可）での通報が可能です。

通報先には、「いつ、だれが、どのような行為を行ったか」など、その後の調査や是正措置が行えるよう、できるだけ具体的に伝えてください。

市役所内部へ通報

公益通報処理窓口

（行財政局コンプライアンス推進室内）

TEL 075-222-4080（専用ダイヤル）
9時～17時（土日祝除く）

Eメール koueki@city.kyoto.lg.jp

※消防局、交通局、上下水道局、教育委員会
にも通報窓口があります（欄外参照）。

市役所外部へ通報

通報相談員

（洛新法律事務所 小嶋 敦弁護士）

TEL 075-231-1106（法律事務所直通）
9時～17時（土日祝除く）

Eメール k-rakushin@lake.ocn.ne.jp

〒604-0876 京都市中京区丸太町通烏丸東入
光り堂町420
京都インペリアルビル5階

通報したことで不利益を受けませんか？

通報者の秘密は守られます。

通報者の了承なく、通報者に関する情報を通報窓口以外に伝えることはありません。また、外部の通報相談員に通報した場合、通報者の了解を得ることなく、市の職員に名前が伝わることはありません。

このほか、公益目的で通報したことを理由に、懲戒処分等の不利益な取扱いを受けたり、損害賠償責任を問われることはありません。

通報した後に不利益な取扱いを受けた場合は、通報窓口にご相談してください。



匿名でも通報できますか？

匿名での通報も可能です。

ただし、より正確な調査を行うためには、後日、追加で事情をお聞きする必要がある場合がありますので、できる限り、氏名と連絡先を明らかにしていただくようお願いします。

なお、通報内容が具体的でない場合には、調査できないことがあります。



公益通報にならない場合がありますか？

注意！

公益通報は、組織内部に法令違反等を知らせて、組織の自浄作用によりその是正を図るものであり、法令違反等に該当しない職場の不満や職員間のトラブルを解決するための制度ではありません。

気に入らない職員や上司をおとしめたり、嫌がらせをする目的で通報してはいけません。

